

○岡山県警察舟艇広域運用要領の制定について(通達)

(昭和 63 年 11 月 21 日岡外勤第 858 号／岡務第 1387 号警察本部長例規)

(概要)

警察舟艇による広域的な水上警察活動の運用要領について、必要な事項を定めたものである。

通達の内容は、

- 1 趣旨
- 2 任務
- 3 活動計画
- 4 使用責任者の配意事項

等である。